

こどもみらい住宅支援事業

本事業は、子育て支援と 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、子育て世帯または若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に伴う負担を軽減するとともに、住宅の省エネリフォーム等を補助することにより、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的とする補助金事業です。

Q どんな人が対象となるの？


A  **子育て世帯** または **若者夫婦世帯**  **世帯を問わず**
対象となるリフォームをした方

- 子育て世帯とは、申請時点において、2003 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯
- 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが 1981 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯

Q どれくらいの補助が受けられるの？

A  **住宅の省エネ性能等に応じて**
60 万円～ **100** 万円  **工事の内容や属性に応じて**
5 万円～最大 **60** 万円

Q 補助金の申請はどのようにするの？

A  申請手続き、補助金の受取と一般消費者への還元は『**こどもみらい住宅事業者**』が代わりに行います。
(一般消費者の方が申請することはできません)

こどもみらい住宅事業者とは・・・

あなたが、新築住宅の建築・購入、リフォーム工事の契約を締結する事業者で、予め本事業に参加のため、登録をした事業者(工事施工者または販売事業者)です。

その他、申請にあたっては、一定の要件があります。
本事業のご検討、詳しい要件については
こどもみらい住宅事業者にご相談ください。



事務局ホームページから
検索できます

一般消費者の方の手続きの流れ

こどもみらい住宅事業者を探す

本事業のホームページからも検索できます。
新築住宅(注文・分譲)、リフォームでそれぞれ事業者が異なります。
住宅事業者に、本事業に事業者登録しているかお問い合わせください。



事務局ホームページから検索できます

詳しい要件の確認

こどもみらい住宅事業者(以下、住宅事業者)に、本事業を利用できるか相談しましょう。
ご自身の家族構成や住宅の性能、新築かリフォームかによって、補助額が変わります。(要件に該当しない場合、申請できません)

契約締結

(共同事業実施規約を含む)

住宅事業者と契約を結びます。

また、本事業の利用に同意することを確認するため、本事業用『**共同事業実施規約**』も併せて締結します。

共同事業実施規約とは、あなたと住宅事業者が「申請手続きの代行」、「補助金の還元方法」、「消費者の義務」などを予め確認するための書類です。申請時に提出が必要になります。

工事着手

補助金の交付申請

(交付申請の予約を含む)

2022年3月頃～
遅くとも2022年10月末まで

※複数契約(分離発注)により工事を行う場合、いずれかの事業者が他の事業者を取りまとめて交付申請を行うことの協力が得られる場合のみ申請できます。
なお、申請する事業者はこどもみらい住宅事業者として登録が必要です。

住宅事業者が書類を取りまとめて申請を行います。

新築は基礎工事等の完了後、リフォームは全工事の完了後に申請します。以下の書類(全てコピー)を準備しましょう。

| | |
|-----------|---|
| 新築(注文・分譲) | ● 住民票(世帯票) |
| リフォーム | ● 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) |
| | 【申請する要件に応じて】 |
| | ● 住民票(世帯票) ● 既存住宅の 不動産売買契約書 など |

※必要に応じて、他の書類の提出を求められることがあります。

交付申請の予約とは、着工後、必要書類が準備できた時期に行う任意の手続きで、一定期間、予算が確保されます。

補助金の交付・還元

補助金は、住宅事業者に振り込まれます。

共同事業実施規約の取り決めに従い、以下のいずれかで住宅事業者から還元されます。

- ① **契約代金(最終支払)の一部に充当**
- ② **現金の支払い(契約代金を精算済みの場合に限る)**

(新築のみ) 完了報告

入居後、所定の期限まで

新築住宅は、住宅事業者から、入居の報告が必要です。

(完了報告ができておらず還元を受けている場合、補助金の返金を求められます)

以下の書類(全てコピー)を準備しましょう

- **新築住宅への入居が確認できる住民票(世帯票)**
- **(共同住宅のみ) 不動産登記**

補助金の交付後

- ▶ 補助金の交付から10年間は、新築住宅やリフォームの設備を国・事務局の承認なく交付の目的に反して処分等することはできません。
- ▶ 本補助金について確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。